

## I 「就学事務の手引」の改訂にあたって

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本では、平成19年9月に同条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて法整備が進められました。そして、平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布、平成25年4月には「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」の施行、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されたことに伴い、平成26年1月20日に正式に批准・締結され、同年1月22日に公布及び告示されました。

文部科学省においては、今後の我が国の特別支援教育について、中央教育審議会初等中等教育分科会において審議が進められ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」として報告されました。これを踏まえて、平成25年9月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学の仕組みが改められています。また、令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」において「教育支援資料」（平成25年10月）の内容を充実すべきとの提言を受け、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに内容の改定が行われました。

この新たな手引では、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市町村等の教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら、就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載しています。具体的には、「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的な考え方が整理されました（第1編関係）。また、従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを再構成し、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しの順に詳説されています（第2編関係）。そして、「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載が充実されています（第3編関係）。別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」においては、小・中学校等における医療的ケア児の受け入れに際し、就学に関わる関係者の全てが理解しておくべき基本的な考え方等が示されています。

これまでと同様、障害のある児童生徒の就学先の決定については、市町村等の教育委員会が、早期から保護者等への十分な情報提供を行いながら、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の理念のもと、「教育支援委員会」において十分な検討を行い、その結果をもとに慎重に決定していく必要があります。障害のある子供へ

の支援環境やその在り方が改めて問われている今、適切な就学に向けての支援のために「就学事務の手引」の改訂を行いました。

## Ⅱ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援のために

教育的ニーズに応じた特別な指導及び支援が必要な児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培う必要があります。

そのような必要性から用意された学校教育の一分野を、我が国では「特別支援教育」といいます。特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒だけでなく、特別な支援が必要な児童生徒の全てが対象です。長期的な視点に立ち一貫した教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、保護者や関係機関と連携・協力を図りながら一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切です。

## Ⅲ 教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場

### 1 特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障害に応じた特別の指導を行っています。

例えば、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、子供の状態や経験等に応じて各教科の指導内容、指導方法を工夫しています。また、障害による学習上又は生活上の困難な状態の改善・克服をねらいとした自立活動の指導を行っています。（本県の特別支援学校と対応する障害については、参考資料8参照）

### 2 特別支援学級

小・中学校等の特別支援学級では、児童生徒一人一人の障害を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や支援が行われています。

特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級があります。特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程を編成して指導を行っています。

### 3 通級による指導

小・中学校及び高等学校において、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な場所（いわゆる「通級指導教室」など）で行う教育の形態です。

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

※本県の小・中学校においては、言語障害者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）を対象に通級による指導を行っています。また、令和元年度から、病弱の特別支援学校でも通級による指導を開始しています。

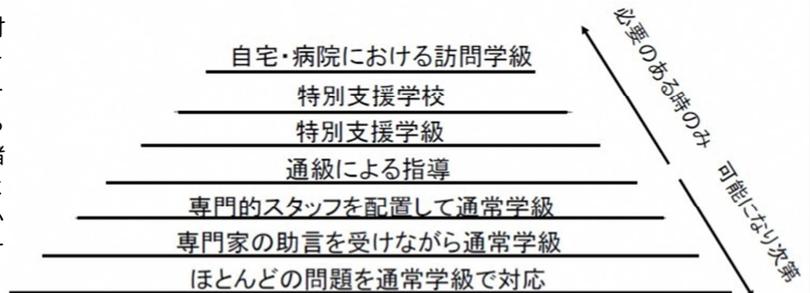
### 4 通常の学級における特別な指導

小・中学校及び高等学校の通常の学級においても、障害のある児童生徒や特別な支援を必要としている児童生徒については、一人一人の子供の実態に応じて指導内容、指導方法を工夫することとされています。

各学校では、特別支援教育学校コーディネーターが関係機関との連絡調整や校内委員会の推進役として活動するなど、個に応じた指導を具体的に進めています。

#### 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

特別な教育的ニーズにある児童生徒に対して、基本的には同じ場で共に育つ教育を追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備。単に場を一緒にするのではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意することが必要。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省）より



#### IV 障害のある児童生徒の就学先の決定について

##### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

###### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、保護者や専門家の意見を聴取したうえで、障害の状態、教育に必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況などを勘案して、適切な就学先を決定します。

###### (2) 就学に関する手続き等についての情報の提供

市町村等の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行う必要があります。

###### (3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村等の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しつつ、併せて本人の教育を第一に考える姿勢を保つ必要があります。

#### 障害のある子供の学びの場の決定について —教育委員会の取組—

##### 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）

###### 市区町村教育委員会

###### 【就学前からの健康診査との連携】

- ・ 1歳6か月健診、3歳児健診
- ・ 自治体によっては5歳児健診も活用可能

###### 【就学に関する事前の相談・支援】

- ・ 本人及び保護者への十分な情報提供、啓発資料の作成と活用
- ・ 就学説明会の実施
- ・ 障害のある子供の早期発見と早期支援
- ・ 個別の教育支援計画の活用による支援
- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談（本人及び保護者面談を含む）
- ・ 対象となる子供の行動等の観察
- ・ 学校見学や体験入学の実施
- ・ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定 等

###### 【就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有】

- ・ 個別の教育支援計画の作成の開始

##### 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

###### 市区町村教育委員会

- 10月1日時点の学齢簿を作成（10/31まで）
- 就学時健康診断（11/30まで）
- 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

○教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

- ・ 教育的ニーズを整理する際の3観点（障害の状態等、特別な指導内容、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）

**市区町村教育委員会**

**教育支援委員会等（市区町村教育委員会）による専門家からの意見聴取**

○令第22条の3及び第756号通知の障害の状態等に該当する子供の就学先となる学校や学びの場を検討

**【検討すべき総合的な観点】**

- ・ 障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見（可能な限り意向を尊重）、専門家の意見、その他の状況
- 保護者との合意形成に努める ※合意形成に至らない場合は調整が必要

**市区町村教育委員会**

**○教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を踏まえ、市区町村教育委員会が総合的に判断し、最終的な決定を行う。**

※22条の3該当か否か及びどの学校や学びの場であるか。

- 22条の3非該当及び22条の3該当で、認定特別支援学校就学者ではないとされた場合
  - ・ 市区町村教委において具体的な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）をさらに検討

- 22条の3該当で、認定特別支援学校就学者とされた場合
  - ・ 市区町村教育委員会から都道府県教委に対し、認定特別支援学校就学者であることの報告（12月末まで）

**都道府県・市区町村教育委員会**

○保護者に対し、入学期日等の通知（1月末まで）

- ・ 地域の学校の場合、市町村→保護者（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）
- ・ 特別支援学校の場合、県→保護者（学齢簿には副次的な籍を記載）

**入学前後の支援**

**都道府県・市区町村教育委員会**

**【入学に至るまでの様々な教育相談・移行支援】**

- ・ 情報の引き継ぎ（個別の教育支援計画の作成等）

↓

[ 入 学 ]

↓

**【就学後の学びの場の柔軟な見直し】**

- ・ 個に応じた適切な指導の充実
- ・ 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
- ・ 継続的な教育相談の実施
- ・ 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
- ・ 関係者会議などを通し、子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先等を柔軟に見直す（総合的判断）
- ・ 学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～参考資料」（文部科学省）より

## 2 特別支援学校への就学

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3「5 特別支援学校の障害の程度（P7～8）」に規定する程度の者のうち、市町村等の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

## 3 小・中学校等への就学

### (1) 特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害で、その障害が「6 特別支援学級の障害の程度（P8）」に規定する程度の者で、市町村等の教育委員会が特別支援学級に就学させることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

### (2) 通級による指導

通級による指導を行う場合は、その障害が「7 通級による指導の障害の程度（P9）」に規定する程度の者で、市町村等の教育委員会が、通級による指導を受けることが適当であると認める者が対象となります。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮する必要があります。

※ 学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が小・中学校等に就学するに当たっては、小・中学校等において適切な教育を受けるための合理的配慮がなされることに留意してください。

合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

## 合理的配慮の観点

### 【「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法】

#### <①-1 教育内容>

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

#### <①-2 教育方法>

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### 【「合理的配慮」の観点② 支援体制】

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

### 【「合理的配慮」の観点③ 施設・設備】

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）における合理的配慮を提供するに当たっての観点より

## 4 その他の就学に関することについて

### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行います。

### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行います。

## 5 特別支援学校の障害の程度（学校教育法施行令）

**第二十二條の三** 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

## 6 特別支援学級の障害の程度

(障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について：25文科初第756号通知)

区分	障害の程度
知的障害者	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

自閉症・情緒障害者	<p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
-----------	--

## 7 通級による指導の障害の程度

区分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者 病弱者及び 身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

※高知県では、小・中・高等学校において、言語障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、特別支援学校において、病弱及び身体虚弱者を対象とした通級指導教室を設置しています。

## V 早期からの一貫した支援について

### I 教育相談体制の整備

市町村等の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要です。

高知県教育委員会は、市町村等の教育委員会における教育相談体制の整備を支援するために、各市町村等教育委員会の障害のある子供の就学等事務の担当者及び県立特

別支援学校の教育相談等の担当者並びに県教育委員会事務局が一堂に会し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた適切な就学の推進を図るため、課題の共有と就学に関する協議や連絡会を行っています。

## 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが大切です。

このような観点から、市町村等の教育委員会においては、認定こども園、幼稚園、保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画、障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、小・中学校等や特別支援学校へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当とされています。

高知県においては、幼稚園・保育所、小・中学校等において作成された個別の教育支援計画や「つながるノート」(個別の教育支援計画・個別の指導計画が含まれる)、「引継ぎシート」を活用しながら校種間での引継ぎを推進しています。

## 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者が共通理解をしておくことが大切です。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが重要です。

## 4 教育支援委員会等の設置

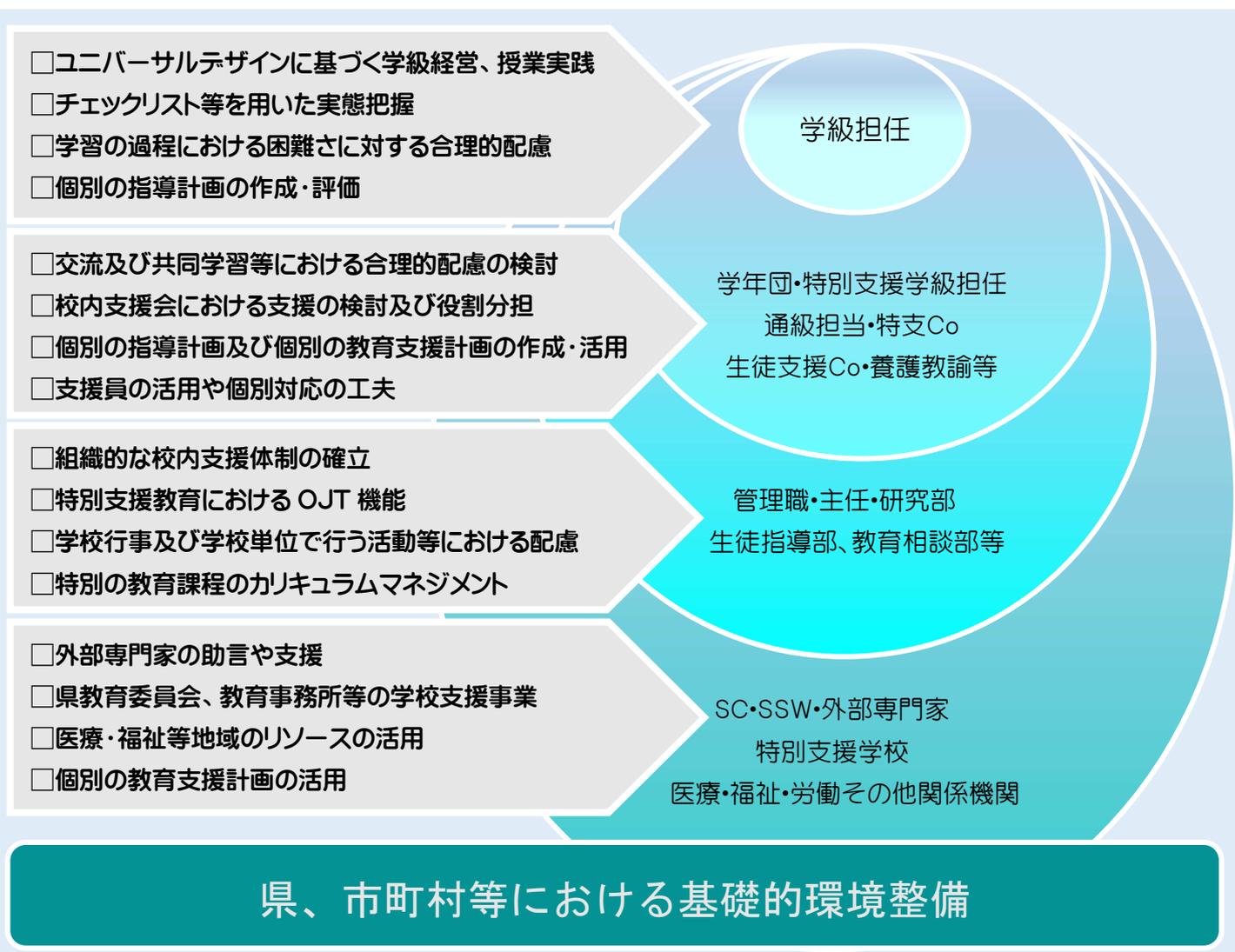
改正令に基づき市町村等の教育委員会は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うようにします。そのためには、専門家の意見を聴取することが必要であり、また、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から多角的、客観的に検討することが必要であるため、調査・審議機関（以下「教育支援委員会」という。）を設置することが重要とされています。



# インクルーシブ教育の実現に向けた校内支援体制

障害等のある子供の指導内容や指導方法、学びの場は、障害の種類や程度によって一律に決定されるものではありません。特別支援教育において大切なことは、一人一人の障害の状態等により学習上又は生活上の困難が異なることに留意し、個々の教育的ニーズを整理したうえで、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。

インクルーシブ教育の実現を可能とするためには、全ての教職員が特別支援教育を理解し、それぞれの立場で特別支援教育の視点をもって教育活動に取り組むことが大切です。



校内支援体制が充実することで、学校が障害等のある児童生徒にとって安心して学べる居場所となります。そのためには、障害等のある子供が在籍する学級担任を軸に支援の幅が広がり、全ての教育活動で子供のニーズに合った支援や配慮が提供されることが大切です。

また、大学教員や医療・福祉関係の専門家より支援に関するアドバイスを受けたり、地域の特別支援学校の支援を活用したり、外部機関等と連携することにより、さらに多角的に支援を充実させることが必要なケースもあります。特に、児童生徒の学びの場の変更等を検討する際は、校内支援体制の充実を図ったうえで、外部専門家等の助言等を生かしながら、個別の指導計画の目標、指導内容、評価を見直していく取組が重要です。